

## 安全データシート (SDS)

### 1. 製品及び会社情報

製品名 : BASARA ステンコロリン赤  
(金属加工用切削油)

会社名 : R-GOT株式会社

住所 : 〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西2-1-3

担当部門 : 研究開発室 技術課

電話番号 : 03-5459-1121

FAX 番号 : 03-5459-1120

### 2. 危険有害性の要約

GHS 分類	区分
引火性液体	区分外
急性毒性 (経口)	区分外
急性毒性 (経皮)	区分外
皮膚腐食性および刺激性	区分外
眼に対する重篤な損傷性 または眼刺激性	区分 2B
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分外
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分外
吸引性呼吸器有害性	区分 1
水生環境急性有害性 (急性)	区分外
水生環境慢性有害性 (長期間)	区分外

### GHS ラベル要素

#### 絵表示



注意喚起語 : 危険

危険性有害情報 : 眼刺激  
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

#### 注意書き

安全対策 : 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
眼に入れないこと。  
飲み込まないこと。  
取り扱い後はよく手を洗うこと。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

応急措置 : 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。  
眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
眼の刺激が続く場合 : 医師の診断/手当てを受ける。  
皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹸で洗うこと。

保管 : 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。  
ゴミや水分などの混入防止のため使用後は必ず密栓しておくこと。  
子供の手の届かない所に保管すること。

廃棄： 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。  
 具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に  
 業務委託すること。

GHS 分類による上記注意書きに記載がない場合でも、以降の情報を参考に安全対策・  
 応急措置・保管・廃棄に関し十分な配慮を行うこと。

### 3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別：	混合物
成分及び含有量：	石油系炭化水素（潤滑油基油）： 約 60% （高度精製基油 IP346 法による DMSO 抽出物量 3%未満） 極圧添加剤（塩素系）： 約 40%
化学特性(化学式)：	特定できない
CAS ナンバー：	企業秘密なので記載できない
官報公示整理番号：	企業秘密なので記載できない
危険有害成分	
化学物質管理促進法(PRTR 法)：	非該当
労働安全衛生法： （第 57 条の 2 通知対象物）	政令番号 168 号 鉱油 約 60%
毒物劇物取締法：	非該当

### 4. 応急措置

吸入した場合：	新鮮な空気のある場所に移す。体を毛布などで覆い保温して安静を保ち 直ちに医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合：	水と石鹸で付着した部分をよく洗う。
眼に入った場合：	清浄な水で数分間注意深く洗う。次にコンタクトレンズを着用していて 容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続け、最低 15 分間目を洗浄し た後、医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合：	無理に吐かせないで、速やかに医師の手当てを受ける。 口の中が汚染されている場合は、水で十分に洗う。
最も重要な徴候症状：	飲み込むと下痢、嘔吐する可能性がある。 眼に入ると炎症を起こす可能性がある。 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。 ミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。
応急措置をする者の保護：	現在のところ有用な情報なし。
医師に対する特別注意事項：	現在のところ有用な情報なし。

### 5. 火災時の措置

消火剤：	霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
使ってはならない消火剤：	棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。
火災時の特定危険有害性：	火災時には分解して、塩酸ガス及び炭素酸化物を発生する。
特定の消火方法：	火元の燃焼源を断つ。 周囲の設備等に散水して冷却する。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
消火を行う者の保護：	消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、

保護具及び緊急時措置： 作業の際には、必ず保護具を着用する。  
消火用器材を準備する。

環境に対する注意事項： 河川・下水道等に排出されないよう注意する。  
海上の場合、薬剤を用いる場合には国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

回収・中和並びに封じ込め

及び浄化の方法・機材： 周辺の着火源を速やかに取り除く。  
少量の場合は、土、砂、ウエス、不燃性吸収材等を用いて密閉可能な容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。  
回収するときは、火花の出ない器具を用いて回収する。  
大量の場合は、漏油下場所の周辺にロープを張るなどして、人の立ち入りを禁止する。漏洩した液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器等に回収する。  
海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸収マットなどで吸い取る。薬剤を用いる場合には国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

二次災害の防止策： 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。  
周辺の着火源を取り除く。火気厳禁。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策： 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。  
炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。  
静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性の物を用いる。  
危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全場所において危険物を完全に除去してから行う。  
容器から取り出す時は、細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。  
皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。  
ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。  
容器は必ず密閉する。

局所排気・全体換気： 室内で取扱いを行う場合は、十分な換気を行う。局所排気装置を設置する。  
換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。

注意事項： 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。  
そのため換気及び火気などへ注意が必要である。

安全取扱い注意事項： 火気注意。  
常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。  
ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。

保管

適切な保管条件： 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管する。  
熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。  
ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する、施錠して保管することが望ましい。危険物の表示をして保管する。

- 適切な技術的対策： 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- 注意事項： ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。  
禁煙。
- 安全な容器包装材料： 容器には圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。  
容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

## 8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策： ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。  
取扱い場所の近くにシャワー、手洗い、洗眼設備等を設けその位置を表示する。
- 管理濃度： 設定されていない  
(作業環境評価基準(平成 21 年厚生労働省告示 194/195 号))
- 許容濃度： 鉱油ミストとして  
日本産業衛生学会(2010 年度版)： 3mg/m<sup>3</sup> (鉱油ミストとして)  
ACGIH(2010 年度版) 時間加重平均(TWA)値：5mg/m<sup>3</sup> (鉱油ミストとして)

### 保護具

- 呼吸器用保護具： 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。
- 手の保護具： 長期間又は繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
- 目の保護具： 飛沫が飛ぶ場合には保護眼鏡を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具： 長期間にわたり取扱う場合又は濡れる場合には耐油性の長袖作業着等  
を着用する。
- 適切な衛生対策： 濡れた衣類は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	赤色透明液体
臭い	僅かな臭気
pH	データなし
沸点 (°C)	データなし
融点 (°C)	データなし
凝固点 (°C)	データなし
引火点	176°C (クリーブランド開放式)
爆発特性 (%)	
爆発限界	下限 データなし 上限 データなし
蒸気密度	データなし
密度 (g/cm <sup>3</sup> )	1.001g/cm <sup>3</sup> (15°C)
溶解性	水に不溶
n-オクタノール/水分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
臭いの閾値	データなし
蒸発速度	データなし
燃焼性 (固体・ガス)	データなし
揮発性	なし
動粘度	31mm <sup>2</sup> /s(40°C)

10. 安定性及び反応性

安定性：	通常の条件においては安定。
反応性：	強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件：	混触危険物質との接触。
混触危険物質：	ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。
危険有害な分解生成物：	燃焼の際には一酸化炭素等が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性：	経口           ラット LD <sub>50</sub> 5000mg/kg 以上 (基油) 経皮           ラット LD <sub>50</sub> 5000mg/kg 以上 (基油) 吸入 (蒸気) データなし 吸入 (ミスト) ラット (4h) LC <sub>50</sub> 5mg/L 以上 (基油)
皮膚腐蝕性・刺激性：	基油について皮膚刺激性に区分する情報はない。ウサギによる複数の皮膚刺激試験において、皮膚刺激性に区分する結果は得られていない。ただし長期間又は繰返し接触した場合には、皮膚脱脂による皮膚炎を起こす可能性があるので注意すること。
眼に対する重篤な 損傷・刺激性：	ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されている報告がある。
呼吸器感受性：	現在のところ有用な情報なし。
皮膚感受性：	基油についてビューラテスト (モルモット) により皮膚感受性なしとの結果である。
生殖細胞変異原性：	基油について広範囲な変異原性試験 (in vivo 及び in vitro) が実施されているが、大部分の結果から変異原性を示す結果は得られておらず、生殖細胞変異原性なしと判断する。
発がん性：	基油について各種動物への皮膚暴露試験から得られた知見により発がん性はなしと判断されている。 IARC では高度精製油はグループ 3 (ヒトに対して発がん性について分類できない) に分類され、ACGIH でもほぼ同様の分類がなされている。 EU による評価では、発がん性物質としての分類は適用される必要はない。
生殖毒性：	基油についてラットによる発育毒性及び生殖毒性試験から得られた知見により、これらの毒性を示す結果は得られておらず、生殖毒性なしと判断する。
特定標的臓器毒性： (単回ばく露)	基油について急性試験による各種特定臓器への単回暴露毒性は認められていない。
特定標的臓器毒性： (反復ばく露)	基油について経皮及び吸入投与による 4 週間から 2 年間の反復毒性試験を行ったが、全身に対する影響は確認されなかった。
吸引性呼吸器有害性：	基油について 40°C の動粘性率が 20.5 mm <sup>2</sup> /s 以下の炭化水素はヒトの摂取より肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎または化学肺炎をもたらすとの報告がある。

12. 環境影響情報

水生環境毒性：	水にほとんど溶解しないため、水生生物への汚損を生じる。(基油)
魚類急性毒性：	魚類(ファットヘッドミノー96時間) LL <sub>50</sub> 100mg/L 以上(基油)
魚類最大無影響量：	魚類(ファットヘッドミノー14日間) NOEL 100mg/L 以上(基油)
甲殻類遊泳阻害：	甲殻類(オオミジンコ 48時間) EL <sub>50</sub> /NOEL 10,000mg/L 以上(基油)
甲殻類最大無影響量：	甲殻類(オオミジンコ 21日間) NOEL 10mg/L 以上(基油)
藻類最大無影響量：	藻類(セレナストルム) NEOL 100mg/L 以上(基油)

微生物発光阻害：	微生物の発光試験(4日間)による発光阻害は確認されなかった。(基油) (基油は難水溶性のため、上記試験においては調整されたWAF(水適応性画分)を試料として使用している)
水生環境急性有害性：	上記試験結果から水生環境急性有害性なしと判断する。(基油)
水生環境慢性有害性：	上記試験結果から水生環境急性有害性なしと判断する。(基油)
移動性：	一般的に水に対して浮く性質がある。(基油) 類似基油のlog Kocは3以上と推測され、地表で漏出した油は土壤に吸着されることにより地下水へ流出するとは考えにくい。
残留物・分解性：	生分解試験結果は31%(28日間)であることから、本質的生分解性を有するが、易生分解性ではないと判断する。(基油)
生体蓄積性：	有用な情報なし。
オゾン層への有害性：	モントリオール定義書で列記されたオゾン層破壊物質の含有なし。
その他：	上記情報は部分的な情報及び類似物質によるものである。基油に対して完全な情報が取得されているわけではない。

### 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物：	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 投棄禁止。
汚染容器及び包装：	容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

### 1 4. 輸送上の注意

#### 国際規制

国連分類：	国連の分類基準に該当せず。
国連番号：	該当なし。
追加の規制：	現在のところ有用な情報なし。

#### 国内規制

陸上輸送：	消防法	危険物 第4類 第3石油類 危険等級Ⅲ 消防法、労働安全衛生法に定められている運送方法に従う。
海上輸送：	船舶安全法	非危険物(個別運送およびバラ積み運送に於いて) 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送：	航空法	非危険物 航空法に定められている運送方法に従う。

#### 輸送の特定の

安全対策及び条件：	引火性があるので火気厳禁。 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げる。また、この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さ3m以下とする。 第1類及び第6類の危険物及び高圧ガスと混載しない。 その他関係法令に定めるところに従う。
-----------	---

1 5. 適用法令

国内法令

- 消防法： 危険物 第4類 第3石油類 危険等級Ⅲ（非水溶性）  
 労働安全衛生法： 第57条の2 通知対象物 第168号 鉱油 約60%（2016年6月1日改正対応）  
 毒物劇物取締法： 該当しない  
 海洋汚染防止法： 油分排出規制（原則禁止）  
 化学物質管理促進法(PRTR法)： 非該当  
 下水道法： 鉱油類排出規制（5mg/L）  
 水質汚濁防止法： 油分排出規制（5mg/L 許容濃度）ノルマルヘキサン抽出分として検出される  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律： 産業廃棄物規則（拡散、流出の禁止）

1 6. その他情報（参考資料）

1. 許容濃度の勧告(2010) 日本産業衛生学会 産業衛生学会誌
2. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(2010)
3. ECHA(European Chemicals Agency),website " ECHA CHEM" ,Information on Registered Substances (2011),SDS of EU suppliers(2011)
4. IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans(2006)
5. 米国産業衛生専門家会議：ACGIH documentation(2006)
6. EC 理事会指令「67/548/EEC」の付属書 I 「危険な物質リスト」
7. 厚生労働省 医薬食品局「GHS 対応ラベルおよび SDS の作成マニュアル」
8. 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「GHS 対応モデルラベル・モデル MSDS 情報」
9. 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)「GHS 関連情報」
10. 日本規格協会 JIS Z 7253:2012 「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
11. 日本規格協会 JIS Z 7252:2014 「GHS に基づく化学物質等の分類方法」

安全データシート(SDS)は、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報とし取扱事業者提供されるものです。取扱事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。